

第2章 金融庁の行政運営

第1節 金融改革プログラム及び工程表（資料2-1-1～4参照）

1. 経緯

金融庁は平成16年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革の基本方針2004」を受けて、17～18年度の2年間の「重点強化期間」を対象とする今後の金融行政の指針として、「金融改革プログラム—金融サービス立国への挑戦—」を16年12月24日に公表するとともに、「プログラム」に盛り込まれた各施策の具体的な実施スケジュールである「工程表」を17年3月29日に公表した。

2. 概要

本プログラムは、利用者の満足度が高く、地域経済に貢献し、国際的にも魅力ある金融・資本市場の実現とともに、透明で信頼される金融行政の確立を目指すという目標を掲げ、以下の5つの視点から進めるべき改革の内容を整理したものであり、我が国の金融行政が不良債権問題への対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す局面へ移行する過程で重要な役割を果たした。

【金融改革プログラムの5つの視点】

- ① 利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底
- ② ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備
- ③ 国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化
- ④ 地域経済への貢献
- ⑤ 信頼される金融行政の確立

3. 今後の課題

金融庁としては、今後とも、利用者のニーズや社会経済の動向、金融環境の変化等に応じ、不断に新たな課題に取り組んでいく必要があると考えている。今後の主な課題としては、

- ① 我が国金融・資本市場の国際競争力の一層の強化、
- ② 利用者保護の徹底と利用者利便の向上、
- ③ 地域密着型金融の推進、
- ④ 金融機関におけるガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底、
- ⑤ 金融行政の信頼性の更なる向上と人材の強化、

が挙げられる。

4. 進捗状況

なお、金融庁では、17・18年度の2年間におけるプログラム諸施策の実施状況を取りまとめ、19年3月30日に公表したところ。

実施した主な施策は以下のとおり。

実施時期	主な施策
平成 17 年 6 月	金融コングロマリットの監督、業態横断的な問題への対応として、グループとしてのリスク管理態勢等に係る監督上の着眼点・留意点を明確化した「金融コングロマリット監督指針」の策定・公表(24 日、18 年 5 月 1 日・7 月 31 日・19 年 3 月 30 日改訂)
7 月	金融機関の経営改善に向けた動機付けとして、検査結果を段階評価する「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」の公表(1 日)
	金融サービス利用者からの質問・意見・相談等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」の立上げ(19 日)
9 月	「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」の策定・公表(2 日)
10 月	多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計への対応として、銀行法等を改正して銀行等の代理店制度を見直し(26 日)
	「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定・公表(28 日、18 年 3 月 31 日・5 月 1 日・19 年 1 月 23 日・3 月 13 日・3 月 30 日改訂)
平成 18 年 3 月	バーゼルⅡ・第 1 の柱(最低所要自己資本比率)に関する告示を制定(27 日)
6 月	投資者保護のための包括的・横断的法制の整備として、金融商品取引法制が成立(7 日)
	信頼される証券市場を構築する上で、証券会社が担うべき市場仲介機能等の適切な発揮へ向けて求められる取組みについての検討結果として「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」を公表(30 日)
	わが国市場をアジアの金融拠点にするための方策についての共同研究の成果として、「アジア金融資本市場とわが国市場の発展に関する共同研究会」論点整理を公表(30 日)
7 月	課徴金制度及び執行体制の強化のため、証券取引等監視委員会事務局を 2 課 3 室体制から 5 課 1 官体制に再編(1 日)
12 月	信託機能の利用を更に促進するための法制として、信託業法の見直しを含む「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立(8 日)
	多重債務問題の解決等への対応として、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立(13 日)
	バーゼルⅡに対応した金融検査マニュアルの改訂(26 日)
平成 19 年 1 月	我が国の金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力向上について、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」において議論を開始(30 日)
3 月	公認会計士・監査法人制度の充実・強化を図るため、「公認会計士法等の一部を改正する法律案」を第 166 回通常国会に提出(13 日)

	事業者の資金調達の円滑化等を図るため、電子記録債権に関する私法上の規律および電子債権記録機関に対する監督等について必要な事項を定める「電子記録債権法案」を第 166 回通常国会に提出（14 日）
	バーゼルⅡ・第 3 の柱（市場規律）に関する告示を制定（23 日）
	バーゼルⅡの実施（31 日）

第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地方の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任された権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務省財務（支）局長を直接指揮監督することになっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間の十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催している。また、金融行政に対する理解を得る観点から、金融庁幹部が各財務（支）局に赴き、地元金融機関の役員等を対象として金融庁が取り組んでいる施策等について説明及び意見交換を行うとともに、地元商工会議所等を応訪し意見交換等を行っている。

1. 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（平成18事務年度は、8、10、1、4月）、定例的に開催している。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長をメンバーとする会議で、年2回（18事務年度は、11、3月）、定例的に開催している。会議には、各財務（支）局理財部次長、検査監理官及び金融監督官並びに東京財務事務所次長もオブザーバーとして参加している。

（上記のほか、各局等において、必要に応じて、財務局の幹部・課長クラス等を対象とした説明会等を開催している。）

第3節 職員の任用

I 平成18事務年度における職員の任用

職員の任用については、当庁に与えられた業務を的確に遂行し、国民に信頼される金融行政を実施していくとの観点から、財務省財務局等において検査・監督事務等に従事した経験のある人材に加えて、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、金融実務経験者など民間の専門家の登用や他府省等との幅広い人事交流を行うなど、様々な分野から人材の確保に努めている。

なお、民間からの採用に当たっては、『任期付職員法』、『官民交流法』等の制度を活用している。

また、19年度において、33名の新規増員（純増）が認められたが、これに伴う任用については、国家公務員採用試験合格者からの採用のほか、これまでと同様に様々な分野から人材を確保していくこととしている。

民間及び他府省等からの人材確保（19年6月1日現在）

○民間からの人材確保

職 種	在職者
弁護士等	26
公認会計士	30
不動産鑑定士	6
アクチュアリー	4
研究者	4
情報処理技術者等	13
金融実務経験者	132
計	215

○他府省（財務省以外）からの人材の確保

省 庁 名	在職者
会計検査院	3
内閣府	4
警察庁	5
公正取引委員会	2
総務省	7
法務省	11
外務省	1
厚生労働省	5
農林水産省	9
経済産業省	7
国土交通省	8
最高裁判所	8
衆議院	1
計	71

○その他政府関係機関等からの人材確保 14名

Ⅱ 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁職員の法令遵守に万全を期し、金融行政の透明性、公正性を担保する観点から、平成15年6月13日に法律の専門家4名により構成される「コンプライアンス対応室」を設置し、情報の受け付けを始めるとともに、同室顧問である久保利弁護士が郵便により直接情報を受け付ける、いわゆる「ヘルプライン」としての窓口も別途設けた。

公益通報保護法（平成16年法律第122号）の施行（18年4月1日）等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報を適切に処理する一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受け付ける窓口」を設置した。なお、これらの体制整備に合わせ、名称を「法令等遵守調査室」に変更した。

○ 法令等遵守調査室のメンバー（19年6月1日現在）

- 室長 野村 修也（総務企画局参事・中央大学法科大学院教授・弁護士）
- 池田 和世（総務企画局市場課）
- 雲野 晴久（検査局総務課・検事）
- 大越 有人（総務企画局市場課）
- 古田 雄久（総務企画局企画課・弁護士）
- 町田 行人（総務企画局企業開示課・弁護士）
- 顧問 久保利英明（総務企画局参事・弁護士）

第4節 研究

I 研究体制の整備（資料2-4-1参照）

I T革命や金融システム改革の進展等による金融の高度化、複雑化、国際化等に的確に対応した金融行政を行っていくため、平成13年7月、従来の開発研修室と新設された研究開発室及び研究官を配置し、金融研究研修センターを発足させた。以降、金融研究研修センターでは、金融に関する諸問題について調査研究を行う体制の整備を進めてきており、18事務年度は、以下の体制で研究活動を実施した。

- ① 研究官（常勤） 4名・・・大学や民間シンクタンク等から採用
- ② 特別研究員（委嘱） 9名・・・外部の研究者へ委嘱
- ③ 専門研究員（非常勤） 7名・・・研究補助者

（注）19年6月末現在では特別研究員は8名、専門研究員は3名

II 研究の実施

1. 研究官等による研究

- （1）市場競争をベースに、各経済主体が、自己責任原則の下にリスクを適正に管理した上で、自由にプレイできる市場形成が必要であるという認識を踏まえ、「効率性」や「安全性（リスク管理）」という観点から、「保険会社のリスク管理等と規制のあり方」をテーマとした研究を行っている。18事務年度は、論文「消費からみた金利期間構造及び代表的家計についての一考察」、「日本の損害保険会社及び事業ライン別の資本ベータ推計について」（センター年報『FSAリサーチ・レビュー2006』に掲載）を公表したほか、欧州の保険リスク管理システムを調査・検討する場として「欧州の先進的な保険リスク管理システムに関する研究会」を開催した。
- （2）各国の金融・資本市場が密接に連携する中、金融機関とその監督者は他国の法体系・規制を知らずして活動できなくなっていることを踏まえ「諸外国金融法制・規制の比較・分析」をテーマとした研究を行っている。18事務年度は、論文「Concept of Competitiveness in the Financial Sector」をとりまとめて公表したほか、国際コンファレンス「金融仲介業の競争力について（銀行業を中心として）」（慶応義塾大学経済学研究科・商学研究科連携21世紀COEプログラムとの共催）を開催した。
- （3）9年以降実施されたいわゆる「日本版ビッグバン」の実施状況及びその効果について、投資対象の多様化、市場インフラの整備、証券仲介サービスの充実といった所期の目的の達成状況及び課題に着目した「金融システム改革（日本版ビッグバン）の成果に関する評価」をテーマとした研究を行っている。18事務年度は、論文「アジアの資本移動の変化に関するクラスター分析ーアジア域内の証券投資活性化に向けてー」（センター年報『FSAリサーチ・レビュー2006』に掲載）を公表した。

(4) 近年、金融の自由化や情報技術などの普及により、金融サービス・金融リスクをめぐる環境が日々、激しく変化している現状を踏まえ、「時変係数自己回帰モデルを用いた金融政策、ポートフォリオ理論、銀行貸出行動の要因に関する研究」をテーマとした研究を行っている。18事務年度は、論文「初期分布探索付き自己組織化状態空間モデルによる金融時系列解析の最前線：t分布付き確率的ボラティリティ変動モデルへの応用」（センター年報『FSAリサーチ・レビュー2006』に掲載）、「状態の遷移方程式を用いたモンテカルロ粒子平滑化とフィルター初期化」を公表した。

2. 特別研究員による研究

(1) 金融工学理論による分析・研究として、信用リスクについて、統計的アプローチによる信用リスクの計測や信用リスクモデル評価方法の比較に係る研究を実施している。18事務年度は、論文「アジア太平洋地域のヘッジファンドの選択とパフォーマンス分析」（センター年報『FSAリサーチ・レビュー2006』に掲載）を公表したほか、「債権回収率・LGDモデルシンポジウム」（統計数理研究所リスク解析戦略研究センターとの共催）を開催した。

(2) 生命保険会社の今後のあり方について、業務・財務・組織など多面的な視点から、論点を整理し、分析・考察を行う研究を実施している。18事務年度は、論文「生保会社による医療保険販売をめぐる一考察」を公表した。

(3) 企業の財務内容の開示、企業会計基準の刷新はその国際的調和化とともに大きく進んでおり、その将来像を広く共有するため、今後の課題と対策、とりわけ会社法、税法、企業会計の相互関係についてその意義と今後について研究を実施している。18事務年度は、研究会報告書「企業会計と税制等の将来像について（展望と課題）」を公表したほか、監査法人と一般事業会社等との比較等を行うことで、監査法人の組織運営の問題点を調査することを目的とした「会計監査（監査法人）に関する研究会」を開催している。

(4) 我が国に限らず、諸外国においても、金融を巡る環境及び金融に係る監督体制等が急速な変化を続けている現状にかんがみ、米国、欧州等の金融制度に関する網羅的な研究を実施している。18事務年度は、論文「欧州中央銀行制度の金融監督行政上の役割」（センター年報『FSAリサーチ・レビュー2006』に掲載）を公表した。

(5) 資金・証券決済システムについては、特に米国統一商法典や欧州連合の各種指令、国際決済銀行における検討作業を参考にしつつ、実質法上の視点から検証を行っている。18事務年度は、論文「資金決済におけるファイナリティ概念について－ファイナリティ概念の多義性を巡る法的検証」（センター年報『FSAリサーチ・レビュー2006』に掲載）を公表した。

第5節 研修

I 金融庁における研修

情報通信技術の発展等により、高度化、複雑化、国際化等が進展している金融環境の中にあつて、金融行政の直接の担い手である金融庁職員については、金融の複雑化・高度化に迅速かつ的確に対応していくため、専門性の向上が求められている。こうした状況を踏まえ、金融庁においては、職員に対する研修の充実を図るとともに、外部の行政機関が主催する研修に対しても積極的に参加させ、専門的知識と幅広い視野を有する人材の育成に努めている。

なお、研修には、①開発研修室が実施する研修と、②各部局等がそれぞれの業務の状況等に応じて実施する研修（職員の訓練）がある。

II 開発研修室の実施した研修

1. 概要

開発研修室では、金融庁の職員に対して、金融の高度化・複雑化に対応した専門性を養成していくための研修を実施している。研修は、一般研修・実務研修・理論研修・通信研修の区分ごとに研修コースを設け、外部及び内部講師による講義やセミナー形式の事例研究、外部の専門機関への委託等により行っている。

また、一部の研修については、財務省との共同研修として、財務（支）局の職員を対象に加え、実施している。

2. 平成18年度の研修方針及び研修計画（資料2-5-1参照）

(1) 金融庁任務の的確な遂行に資するため、基礎的知識の付与を目的とした研修の充実を図るとともに、専門的知識を有する職員の育成を図ることを、基本的な方針とした。

(2) 特に、ライブドア事件等を契機に、市場の公正性の確保及び投資家保護の観点から、複雑・高度化する証券取引に対応すべく、市場行政・監視を担う職員を対象とした研修について独立した課程を新設するとともに、経験年数に応じて必要とする知識の付与を行なう重層的な研修体系に再構築を行った。更に、職員の専門性向上のため、金融実務に関する専門的な研修について、受講機会を拡大するなどの拡充を図り、計56コースの研修を計画した。

3. 平成18事務年度の研修実施状況（資料2-5-2参照）

(1) 概況

当初計画した研修コースについては、費用対効果の観点から一部実施を見合わせた研修があったものの、概ね予定どおり実施した。

(2) 研修区分ごとの研修実施状況

ア. 一般研修

全職員を対象として、倫理意識の浸透を図ることを目的とした「公務員倫理研修」、個人情報及び行政文書の管理の重要性を認識させることを目的とした「情報管理研修」、職員の心の増進を図ることを目的とした「メンタルヘルス研修」などを実施した。また、階層別研修として、管理職のマネジメント能力の強化を目的とした「マネジメント研修」を新たに実施した。

イ. 実務研修

金融庁の業務に特有な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として、「金融検査・監督課程」「市場行政・監視課程」「専門課程」に大別するとともに、経験年数に応じて「基礎研修」と「専科研修」とに区分して実施した。

また、職員のコンピューターなど情報関連技術の向上を図ることを目的に、「システム開発担当者等研修」を新設し、より専門性を高めるため外部委託によって実施した。

更に、「金融関連法研修」「企業会計実務研修」等、金融実務に関する専門的な研修については、複数回実施することで受講機会の拡充を図った。

ウ. 通信研修

業務の繁忙等から集合研修に参加できない職員に対する研修機会の付与として実施している通信研修について、これまでの簿記1級コース、公認会計士コース、証券アナリストコース、中小企業診断士コースに加え、不動産鑑定士コース、簿記2級コースを新たに実施した。

Ⅲ 検査局の実施した研修（資料2-5-3参照）

1. 概要

検査局に所属する職員に対して、現状の金融行政における諸問題及び具体的な検査手法等、当面の金融検査の実施に必要な知識・スキルの習得を目的として、例年、短期間の研修を定期的実施するとともに金融証券検査官が在庁する時期に随時実施しているところである。

2. 研修の内容

(1) 出勤日研修

検査官の出勤日を利用し、全検査官を対象として、時事トピックスや最近の問題等を採り上げた研修を実施した。

(2) 模擬査定研修

経験の浅い検査官が機械的・画一的な債務者区分の判定に陥らないよう指導することを目的に、ベテラン検査官を金融機関の支店長役、研修生を検査官役とし

教材となるラインシートに基づき実際の資産査定作業を行う研修を、今事務年度も引き続き実施した。

(3) その他の研修

検査局の全職員を対象として、検査に当たっての心構え等を内容とした研修を実施した。また、金融検査の実施において、必要な実践的知識等の習得を目的として、ベテラン検査官が中心となり業態毎に研修を実施した。

第6節 行政情報化の推進

1. 概要

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に則し、金融庁行政情報化推進委員会、情報システム調達会議の下、情報化統括責任者（CIO）補佐官の助言・支援を受けつつ、

- ① 業務・システム最適化計画の実施
- ② 情報システム調達の適正化
- ③ 電子申請・届出の利用促進
- ④ 情報セキュリティ対策の強化

などの取組みを行っているところである。

2. 取組み実績

(1) 業務・システム最適化計画の実施

「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める」とされている。金融庁においても、平成18年3月に次に掲げる最適化計画を策定した。

No.	最適化計画	最適化実施予定時期
1	金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画	平成21年度
2	疑わしい取引の届出に関する業務の業務・システム最適化計画	平成22年度
3	有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画	平成20年度
4	金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画	平成18年度から順次

18年度においては、No.1、4に関し、次期システム構築等（20年1月の新庁舎移転に向けたネットワークの再構築やサーバ室の移転を含む）のための仕様書（要件定義書）を策定し、No.3に関しては、新システムの開発を進めた。

なお、No.2「疑わしい取引の届出に関する業務の業務・システム最適化計画」については、19年4月に金融庁から警察庁に移管となった。

(2) 情報システム調達の適正化

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」とされている。

これを受け、情報システム調達への全庁的な取組を強化するため、17年4月に長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」を設置し、契約方針、随意契約を行う場合はその理由、契約金額等の妥当性の審議を行っているところであり、18年度においても7回開催し、情報システム調達の適正化に取り組んだ。

また、一定規模以上のシステム開発に当たっては、CIO補佐官が参画して仕様書・見積り等の検証を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの適正化を図っている。

(3) 電子申請・届出の利用促進

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部決定)等において、オンライン利用率の向上が掲げられており、金融庁としても、広報誌への利用案内の掲載、関係団体へのリーフレットの配布等の周知活動を実施し、利用促進に取り組んだ。

また、19年3月には電子申請・届出の更なる利用促進のため、申請・届出窓口を総務省が運営する「電子政府の総合窓口(e-Gov)」に一本化した。

18年度における電子申請・届出利用件数は、1,054,159件となっており、15年度以降のオンライン利用件数は下表のとおりである。

	15年度	16年度	17年度	18年度
オンライン利用件数	74	69,695	613,421	1,054,159

(4) 情報セキュリティ対策の強化

政府機関における情報セキュリティ水準の斉一的な引き上げを図るため、17年12月情報セキュリティ政策会議において「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」が決定された。これを受け、金融庁においても当該統一基準を踏まえ、「金融庁情報セキュリティポリシー」を18年3月に改定した。

18年度においては、職員へのポリシーの周知を図る一方、ポリシーの遵守状況の自己点検・評価を行い、庁内の情報セキュリティ水準の引き上げを図った。

また、庁内の基盤情報システムの安全性・信頼性の確保を図るため、外部監査・評価機能を活用し、不正アクセスやコンピュータウィルス等に対する脆弱性を評価する「システム技術面からのセキュリティ監査」等を毎年定期的実施し、監査結果に基づき所要の措置を行った。

第7節 広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施（資料2-7-1参照）

平成18事務年度においては575件の各種報道発表を行っている。これらのうち、重要なものについては、大臣による記者会見や担当者による記者説明を行い、内容・趣旨等について正確な理解が得られるように努めている。

海外プレスに対しても、海外において関心の高い事項に関する報道発表を行う際には、必要に応じ、英文資料を用意するよう努めている。

また、特に重要な施策等について報道発表を行う場合には、報道機関各社等との意見交換会を開催している。

なお、定例記者会見については、これまで同様、毎火・金曜日の閣議後大臣記者会見及び毎月曜日の長官記者会見を実施している。

2. 大臣等、金融庁幹部職員等による各種媒体での取材対応等

所管の各種施策等に関する大臣等、金融庁幹部職員等への新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等各種媒体等からの取材・出演等の要請に対しては、金融行政に対する説明責任を適切に果たすとの観点から、できる限り積極的に対応している。18事務年度中については、延べ216件のインタビュー・番組出演等に応じている。

II 広報活動

1. 金融庁ホームページによる広報の充実

「本人確認法施行令の改正」、「株券電子化（ペーパーレス化）」、「貸金業法改正と多重債務者対策」、「金融商品取引法制」等、国民生活に重大な関わりがある分野を中心に、ホームページの情報内容の充実を図るとともに、ホームページ上の月刊広報誌「アクセスFSA」の特集やお知らせコーナーを活用して、正確でわかりやすい情報発信に努めた。

2. 政府広報の活用（資料2-7-2参照）

金融行政にかかる広報を限られた予算の中で効率的・効果的に行うため、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、資料2-7-2の通り、政府広報各種媒体で取上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

第8節 情報公開等

I 情報公開

1. 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、平成13年4月1日施行）に基づく、18年度の開示請求の受付件数は236件となっている。

2. 主な開示請求

18年度に受け付けた開示請求のうち、主なものは以下のとおりである。

- 個別金融機関からの不祥事件届・報告書等の文書
- 個別金融機関からの届出・営業報告書等の文書
- 行政処分関連資料等

開示請求の受付及び処理状況（18年度）

部 局	前年度繰越	開示請求の受付	開 示 決 定 等				請求の取下げ	検討中
			開 示 決 定			不開示決定		
			全面開示	一部開示	小計			
総務企画局	4	43	6	23	29	10	0	8
検査局	0	4	0	2	2	2	0	0
監督局	5	185	33	114	147	31	2	10
小 計	9	232	39	139	178	43	2	18
証券取引等監視委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公認会計士・監査審査会	0	4	0	3	3	1	0	0
合 計	9	236	39	142	181	44	2	18

(注1)「検討中」(18件)については、19年6月30日までに全て決定済。

(注2) なお、19年度における6月30日までの開示請求件数は24件である。

※6月30日時点において開示決定等を行っていないものは6件(開示決定期限を過ぎているものはない。)

3. 不服申立等

18年度における不服申立受理件数は11件となっている。うち2件は同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている(他の9件も19年4月から6月に諮問済。)。なお、諮問事案中2件は不服が取下げられている。

18年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は3件(17年度受理事案を含む。)。すべて19年6月までに裁決・決定を行っている。

II 金融庁が保有する個人情報の保護

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号、平成 17 年 4 月 1 日施行）に基づき、金融庁における個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じた。

1. 内部管理体制

(1) 教育研修

新規採用者、転入職員及び全職員を対象に情報管理研修を実施（合計 8 回）。

(2) 監査・点検

監査チームによる監査（18 年 9 月）及びフォローアップ監査（19 年 3 月）を実施。

2. 本人情報の開示請求の受付状況

同法に基づく、18 年度の本人情報の開示請求件数は 20 件（この他、前年度からの繰越 1 件）となっている。18 年度末現在の処理状況は、開示決定 15 件（全面開示 9 件、一部開示 6 件）、不開示決定 3 件、検討中 3 件（19 年 6 月 30 日までに全て決定済）となっている。

なお、19 年度における 6 月 30 日までの本人情報の開示請求件数は 4 件。

※ 6 月 30 日時点において開示決定等を行っていないものは 3 件（開示決定期限を過ぎているものはない。）

3. 主な本人情報の開示請求

18 年度に受け付けた本人情報の開示請求のうち、主なものは以下のとおりである。

- 本人からの個別金融機関に対する申立ての記録
- 公認会計士試験における本人の点数

4. 不服申立等

18 年度における不服申立受理件数は 1 件となっている。19 年 6 月に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

18 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は 1 件。

5. 個人・法人情報等の管理について

(1) 文書管理の状況

金融庁においては、同法等を踏まえ、自主点検・内部監査の実施や、職員の情報管理に関する意識向上のための研修等を通じて、その保有している情報の管理の徹底に努めているところ。

しかしながら、18 事務年度（18 年 7 月～19 年 6 月）において、金融庁保有の情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が 8 件発生した（FAX・メールの誤送信、行政文書の所在不明など）。ただし、誤送信先において破棄が確認され、また、所在不明文書も外部に漏えいした可能性は極めて低く、二次被害は確認されていない。

(2) 再発防止策

上記事案を受けて金融庁は、既に、事案の原因を究明の上、以下の再発防止策を講じるとともに、必要な関係者の処分を行っている。

- 保有情報の適正な管理にかかる規則等の見直し
- FAX・メール送信時における取扱いの再確認
- 上記について研修等を含めた職員への指導、周知

具体的には、

- ア. 18.9 接受体制の厳格化
 (「金融庁文書取扱規則」改正)
- イ. 19.4 文書紛失等の事故発生時の報告体制の明確化
 (「金融庁文書取扱規則」、「金融庁個人情報管理規則」改正)
- ウ. 19.7 発議文書処理簿の見直し、目次の作成
 (「金融庁行政文書管理規則」、「金融庁文書取扱規則」の改正)

ア. 接受体制の厳格化

- (ア) 文書接受簿等の整備
 「文書接受簿」、「文書受付簿」による受け渡しの確認を行う等の措置を講じた。

- (イ) FAX及び電子メールにより文書を発送する際のルールの厳格化
 - 個人・法人情報等秘密性の高い情報を含む文書のFAX送信の原則禁止
 - 短縮ダイヤルの利用
 - 受信者への事前確認、電話番号(アドレス)及び入力の確認徹底

イ. 文書紛失等の事故発生時の報告体制の明確化

- (ア) 報告期限について
 文書紛失等の事故が発生した際、総括審議官が報告を受けるまでの期限を明確化。

- (イ) 報告様式の定型化
 文書紛失等の事故が発生した際の報告様式をフォーマット化。

ウ. 発議文書処理簿の改正、目次の作成等

- (ア) 「発議文書処理簿」の記入担当者の変更(文書取扱主任 ⇒ 起案者)
- (イ) 「発議文書処理簿」の様式の見直し
- (ウ) 発議文書処理簿記載のタイミングの明確化
- (エ) 目次の作成
- (オ) 電子申請の態様

6. 庁舎移転

20年1月の新庁舎移転を控え、今夏の異動期に文書廃棄に取り組み、新体制及び新庁舎へ文書をスリム化して引き継ぐよう各課室へ周知。(19.6月末)

第9節 金融界との意見交換

金融庁としては、金融界との率直な意見交換を行うことを通じて、行政対応や行政当局の考え方が金融界に正確に理解されるとともに、金融業の実態等を行政当局が遅滞なく把握できることが重要と考えており、このため、金融界の各業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融界との意思疎通に努めてきている。

(参考) 金融界との意見交換会の開催実績 (平成18年7月～19年6月)

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11回	11回	11回	4回
信用組合	生命保険会社	損害保険会社	外国損害保険会社
3回	8回	8回	4回
証券会社	投資信託会社	信託	国際銀行協会
2回	1回	4回	1回

第10節 パブリック・コメント手続の実績（資料2-10-1参照）

平成18年4月1日に施行された改正行政手続法により、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低30日以上意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が義務付けられた。

当庁においては、18年7月から19年6月末までの1年間に、上記改正行政手続法を踏まえ、同法においてパブリック・コメント手続の対象となる30件のほか、各種マニュアルや審議会における公開草案等、同法において対象とならない14件を含め計44件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

第11節 金融行政アドバイザー制度

1. 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に把握収集することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民への積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に5名配置された金融行政アドバイザーが、①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。（資料2-11-1参照）

2. 平成18事務年度における取組み

意見等の報告については事務年度ごとにテーマを設けることとしており、18事務年度は、19年4月以降の地域密着型金融の枠組みを検討していく際の意見として活用することを目的として、「地域密着型金融への取組み」をテーマとした。

18年12月、各財務（支）局において「金融行政アドバイザー連絡会議」を開催し、アドバイザーよりご意見を頂いたほか、19年1月には、金融庁において長官他出席の下、各財務（支）局1名の代表者よりご意見を頂き、意見等の概要を公表している。

広報への参画については、財務（支）局が開催する地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いたほか、アドバイザーが参加する各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いた。

第12節 金融サービス利用者相談室

I 概要（資料2-12-1～2参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ホームページ・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を平成17年7月19日に開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

- (1) 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
- (2) 金融機関と利用者との個別取引に係る斡旋・仲介・調停は行わず、担当の業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
- (3) 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
- (4) 相談件数や主な相談事例のポイントについて、当庁ホームページで四半期毎に公開する。

II 相談等の受付状況（資料2-12-3参照）

平成18年4月1日から19年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は以下のとおりとなっている。

- (1) 総受付件数は52,054件となっている。一日当たりの平均受付件数は212件となっており、前年度（149件）に比べ増加している。
- (2) 分野別では、預金・融資等が12,924件(25%)、保険商品等が17,349件(33%)、投資商品等が10,827件(21%)、貸金等が8,274件(16%)、その他が2,680件(5%)となっている。
- (3) 各分野の特徴としては、
 - ア. 預金・融資等のうち、預金業務については、振込時の本人確認手続の体制についての相談等、融資業務については、融資の実行・返済に関する相談等が寄せられている。
 - イ. 保険商品等については、保険金の支払いに関する事、保険金請求時等における保険会社の対応に関する事等の相談等が寄せられている。

ウ. 投資商品等については、有価証券の売買に関する事、未公開株の取引に関する事、電子開示システム（E D I N E T）の利用方法や有価証券報告書に関する事等の相談等が寄せられている。

エ. 貸金等については、業者の登録の有無及び信用性に関する事、上限金利の規制に関する事、業者の取立に関する事等の相談等が寄せられている。

（4）また、開設以来寄せられた相談事例のうち、利用者に注意喚起する必要があるものについては、ホームページ上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において以下の事例を紹介している。

ア. 預金・融資等

- ① 預金口座の不正利用に関する情報の提供
- ② 期間延長特約付（満期繰上特約付）定期預金の販売に関する相談等
- ③ 円定期預金とセットでの投資信託販売に関する相談等
- ④ 外貨定期預金に関する相談等

イ. 保険商品等

- ① 保険内容の顧客説明に関する相談等
- ② 告知義務に関する相談等
- ③ 保険金の支払いに関する相談等

ウ. 投資商品等

- ① 外国為替証拠金取引に関する相談等
- ② 未公開株式の取引に関する相談等
- ③ 証券会社との取引に関する相談等

エ. 貸金等

違法な金融業者等からの借入れに関する相談等

（参考）【四半期公表】

平成 18 年 4 月 1 日～6 月 30 日・・・18 年 7 月 31 日公表（第 4 回）

平成 18 年 7 月 1 日～9 月 30 日・・・18 年 10 月 31 日公表（第 5 回）

平成 18 年 10 月 1 日～12 月 31 日・・・19 年 1 月 31 日公表（第 6 回）

平成 19 年 1 月 1 日～3 月 31 日・・・19 年 4 月 27 日公表（第 7 回）

第13節 政策評価への取組み（資料2-13-1参照）

金融庁においては、平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：平成15年7月～20年6月）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間は事務年度毎）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

なお、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催（これまでに11回）し、意見を頂いている。

【評価の実施状況】

年度	実績評価	事業評価	事後事業評価	総合評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—

(参考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。（例：主要行の不良債権処理の促進）
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。（例：有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化）
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。（例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」）

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価、事業評価及び総合評価について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のホームページ「活動について」中の「政策評価」参照。